

令和5年6月6日開催
調 査

第6次福島町総合計画策定 調査特別委員会資料

○調査事件 第6次福島町総合計画策定に関する調査について

企 画 課

調査事件 第6次福島町総合計画策定に関する調査について

1 総合計画策定の目的について

現行の第5次福島町総合計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、令和4年度から令和5年度の2か年をかけて、福島町まちづくり基本条例（平成21年条例第7号。以下「基本条例」という。）第18条の規定により、新たに第6次福島町総合計画（以下「次期計画」という。）を策定するものであります。

2 総合計画の概要について

(1) 計画期間 令和6年度～令和13年度（8年間）

(2) 構成

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
基本構想	基本構想（8年間）							
基本計画	基本計画（8年間） ※中間年で見直し							
実施計画	前期計画				後期計画			

※実施計画については、ローリング方式により毎年度見直しを行うこととします。

3 策定の手法及び体制について

(1) 策定支援業務委託

総合計画の策定を円滑に進めるため、計画策定に係る調査、分析、提案、計画素案の作成等、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を選定し、策定支援を受けながら取りまとめるものです。

策定支援業務委託先：株式会社ぎょうせい

(2) 審議機関

町長の諮問に応じ、次期総合計画に関して必要な事項を調査審議するため、関係団体の長、学識経験者、公募委員等で構成する福島町総合計画審議会により慎重な審議を行います。

(3) 町民の参画

広範な町民の意見や提案を反映した計画とするため、住民意識調査（町内在住の18歳以上の方から1,000名を無作為抽出し実施済）に加え、パブリックコ

メント、中高生アンケート（実施済）、関係団体からのヒアリング（実施済）を実施し、策定段階における町民参画を積極的に推進しております。

（４）庁内体制

計画原案を策定するため、副町長、教育長、管理職で構成する福島町総合計画策定委員会のほか、係長等で構成する作業部会を設置し、全庁的に計画策定にあたっております。

４ 第６次福島町総合計画基本構想（案）について

（１）第６次福島町総合計画策定の経緯について

基本条例第 18 条では、基本条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画を策定することを規定しており、その策定にあたっては、福島町総合計画の策定と運用に関する条例（平成 25 年条例第 13 号）に基づき、計画策定を進めるものとなっております。

町では、令和 4 年度から次期計画の策定作業に着手したところであり、この度、基本構想（案）を取りまとめましたので、その内容について調査いただくものであります。

（２）第６次福島町総合計画策定の背景について

平成 28 年 3 月に現計画を策定し、変化の激しい時代の荒波を乗り切る様々な施策・事業に取り組んできましたが、現計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンや AI の普及等、さらなる高度化・デジタル化が進んでおります。その一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は医療や経済に深刻な打撃を与え、ロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー・食料等において世界的なサプライチェーンに大きな分断を生んでおります。

このような時代の潮流や世界的な動向に目を向けつつ、日本全体において、旅行・観光・宿泊業等では国内旅行やインバウンドの需要喚起、飲食業ではコロナにより落ち込んだ集客の強化と従業員の確保、製造業では国内生産への回帰、テレワークによる多様な勤務形態等、アフターコロナや世界の不安な情勢を踏まえつつ経済活動を持続できるよう様々な取り組みが進められております。

次期計画の策定にあたっては、行政と住民とが手を携えて、まちの明るい未来を共に築くことができるよう、これまで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の大きな潮流に沿った形でブラッシュアップを行い、希望をもって豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、各施策・各事業を力強く推進していくこととします。

(3) 第6次福島町総合計画（序論～基本構想）策定のポイントについて

① 序論

ア 総合計画の位置付けの明示（P3～P5）

計画策定の趣旨、位置づけ、構成や期間等を明示しています。

イ 時代の潮流と国の動向の記載（P6～P9）

総合計画は町の指針となる計画ですが、時代の流れや国の動向と方向性を一致させていく必要性があるため、時代の潮流と国の動向を記載しています。

ウ 町の現状と特色の記載（P10～P21）

総合計画は、職員の実務に必要な最上位計画ですが、ホームページへの掲載等による対内・対外への広報の意味合いもあるため、町の現状と特色を記載しています。

エ 住民意識と課題の整理（P22～P27）

基本構想や基本計画につながるよう、計画策定のための各種調査や町の現状から、今後のまちづくりに向けた課題を整理しています。

② 基本構想

ア 将来展望の記載（P30～P31）

計画における大目標として計画期間における目標人口を記載するとともに、職員と住民等が協働して計画に取り組めるよう推進テーマを記載しています。

イ 施策の基本方針と施策体制の記載（P32～P34）

現行の総合計画からさらなるブラッシュアップを行うため、5つの基本方針を再検討して新たに構築するとともに、それぞれの基本方針に沿った形で具体的な施策項目についても整理を行っています。

ウ SDGsについて（P35～P37）

推進テーマにもある「持続可能性」(Sustainable: サステイナブル) を計画に示すため、日本のみならず世界的に取組が進んでいるSDGsについて記載しています。なお、それぞれの施策項目との関連性を表形式で明示する予定です。

エ 計画の推進について（P. 38）

計画の実現性を高められるよう、計画に記載の施策の効果・検証していくための基本的な事柄について記載しています。

5 実施計画登載事業の基準見直しについて

実施計画は基本構想・基本計画で定めた「まちづくりの目標」や「分野ごとの目標」を実現するため、具体的な施策・事業をどのように実施していくかを示すもので、効果的・効率的な行財政運営を図るとともに、毎年度の予算編成の基準となります。

現計画では、福島町総合計画の策定と運用に関する条例第8条（計画登載は100万円以上の事業）及び第14条第2項（事業費の20パーセント又は100万円以上の増減）の規定により、実施計画への新規事業の登載や既存事業の変更等を行ってきましたが、次期計画の策定にあたっては、これらの基準を見直し、実施計画の運用について、重点及び大型事業など政策的な事業に力点を置くことで、事務作業の効率化を図る方向で現在調整を行っております。

(1) 実施計画登載事業の整理について

① 事業経費の整理

地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として分類すると「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」と大別されます。

実施計画の対象経費は「投資的経費」、「その他の経費」のうち、町が政策的・裁量的な観点から実施する事業に充てる「政策的経費」を対象とします。

なお、「その他の経費」のうち「政策的経費」以外の、庁舎や公共施設等の維持管理費等、毎年度経常的に要する経費や機器更新等に要する経費については「一般経常経費」とし、対象事業から除くものとします。

② 対象事業の整理

実施計画登載の対象とする事業は「投資的経費」、「政策的経費」で、新規・継続を問わず、町が事業主体となって実施する事業とします。

また、事業主体が国や北海道、団体等であっても、町の財政負担が伴う事業で計画期間中に実施する「投資的経費」、「政策的経費」も実施計画登載の対象とします。

なお、新規で計画登載する事業の規模（事業費）及び計画変更の基準は、次のとおり見直しを図るものとします。

ア 新規登載事業の基準

- a ハード事業 単年度の事業費が500万円以上（備品購入費については1件200万円以上）、又は4年間の事業費総額が1,500万円以上の事業を登載
- b ソフト事業 単年度の事業費が300万円以上の事業を登載

イ 計画変更の基準

計画登載後の変更は、事業費に300万円以上の増減が生じた事業を対象とします。

実施計画対象事業の範囲 → 実施計画の対象となる事業

義務的経費	投資的経費	その他経費	
		政策的経費	一般経常経費
○人件費 ○扶助費 ・法令に基づくもの ○公債費	●普通建設事業費※1 ・大規模な修繕、改築事業を含む ●災害復旧事業費※2	●物件費のうち政策的なもの ・指定管理委託料 ・個別計画策定に要する経費 ・その他政策的なもの ●扶助費 ・町単独で行うもの ●補助費等※5 ●貸付金 ●投資及び出資金 ●そのほか、基本計画に登載された事業で、実施計画への登載が必要と認められるもの	○物件費※3のうち経常的なもの ○維持補修費※4 ○積立金
◎特別会計及び企業会計についても、上記に準じるものとしてします。			

※1 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共用又は公用施設の新増設の建設事業費、用地購入費や備品購入費のうち1件 200 万円以上の機械器具等の購入費が該当します。

※2 災害復旧事業費

災害等により生じた公共用又は公用施設の復旧に係る経費が該当します。

※3 物件費

町の経費のうち消費的性質を持つ経費で、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料（個別計画の策定に要するものを除く。）、備品購入費（1件 200 万円以上の機械器具等の購入費を除く。）などが該当します。

※4 維持補修費

町が管理する公共用施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費が該当します。

※5 補助費等

各種団体への負担金（会議負担金及び団体等への加入会費的なものを除く。）、補助金及び交付金（政策的なものを対象とし、運営費補助的なものは除く。）が該当します。

6 福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について

実施計画登載事業の基準見直しに伴い、現行の条例について、次のとおり改正が必要となります。

福島町総合計画の策定と運用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(実施計画)</p> <p>第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、<u>原則として事業費が100万円以上の事業</u>とします。</p> <p>2・3 略</p> <p>(総合計画の見直し)</p> <p>第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができるものとします。</p> <p>(1) 自然災害等の緊急事態</p> <p>(2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開</p> <p>(3) 社会経済情勢の急激な変化への対応</p> <p>(4) 町長が交代し、その公約を反映する場合</p> <p>(5) その他町長が特に認める場合</p> <p>2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、<u>事業費の20%又は100万円以上の増減が生じた事業</u>とします。</p>	<p>(実施計画)</p> <p>第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、<u>原則として次の各号に定める</u> 事業とします。</p> <p><u>(1) 単年度の事業費が500万円以上、または、4年間の総事業費が1,500万円以上のハード事業</u></p> <p><u>(2) 単年度の事業費が300万円以上のソフト事業</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(総合計画の見直し)</p> <p>第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができるものとします。</p> <p>(1) 自然災害等の緊急事態</p> <p>(2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開</p> <p>(3) 社会経済情勢の急激な変化への対応</p> <p>(4) 町長が交代し、その公約を反映する場合</p> <p>(5) その他町長が特に認める場合</p> <p>2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、<u>事業費に300万円以上の増減が生じた事業</u>とします。</p>

7 今後の策定スケジュールについて

日 程	対 象	内 容
6月下旬～ 8月中旬	策定委員会 作業部会	基本計画(案)、実施計画(案)の作成
8月下旬	策定委員会	基本計画(案)、実施計画(案)の決定
9月上旬	審 議 会	基本計画(案)、実施計画(案)の諮問
9月上旬～ 10月中旬	議 会	基本計画(案)、実施計画(案)について調査特別 委員会で調査
10月下旬～ 11月中旬	町 民 参 画	パブリックコメント (約1ヵ月)
11月下旬	策定委員会 作業部会	パブリックコメント意見等の確認
11月下旬	審 議 会	第6次福島町総合計画最終案の審議・答申
12月中旬	議 会	定例会 12月会議に上程